

令和3年
7月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



水族館のクラゲ

令和3年7月の税務と提出期限

- ② 7月12日・・・令和3年6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ③ 8月2日・・・令和3年5月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ④ 7月中で都道府県・市町村の条例で定める日・・・固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分）
- ⑤ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナ禍により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、「申請書」を提出し期限の延長が認められます。

今月の気になった記事

①**行政手続き 98%デジタル**・・・政府の規制改革推進会議は、9月に発足するデジタル庁のもとで、2万2千ほどある行政手続きの98%超を2025年までにオンライン化する目標を掲げ、支払いのキャッシュレス対応も含める。交通反則金など年間1万件以上の支払件数がある手続きに関してインターネットバンキングや窓口でのキャッシュレス払いの対応を進める。

②**PCR検査、マスク購入代金、会社からの支給金は非課税**・・・国税庁は、新型コロナウイルス感染対策として企業が、従業員の負担したPCR検査代金等を支給した場合に税金を課さないと発表した。（本来、企業からの手当や給付は給与とみなされ所得税の課税対象となる。）対象となるのは、上記のほか従業員がテレワークを行うために自宅に設置する間仕切りやカーテン、イス、空気洗浄機の購入代金など。

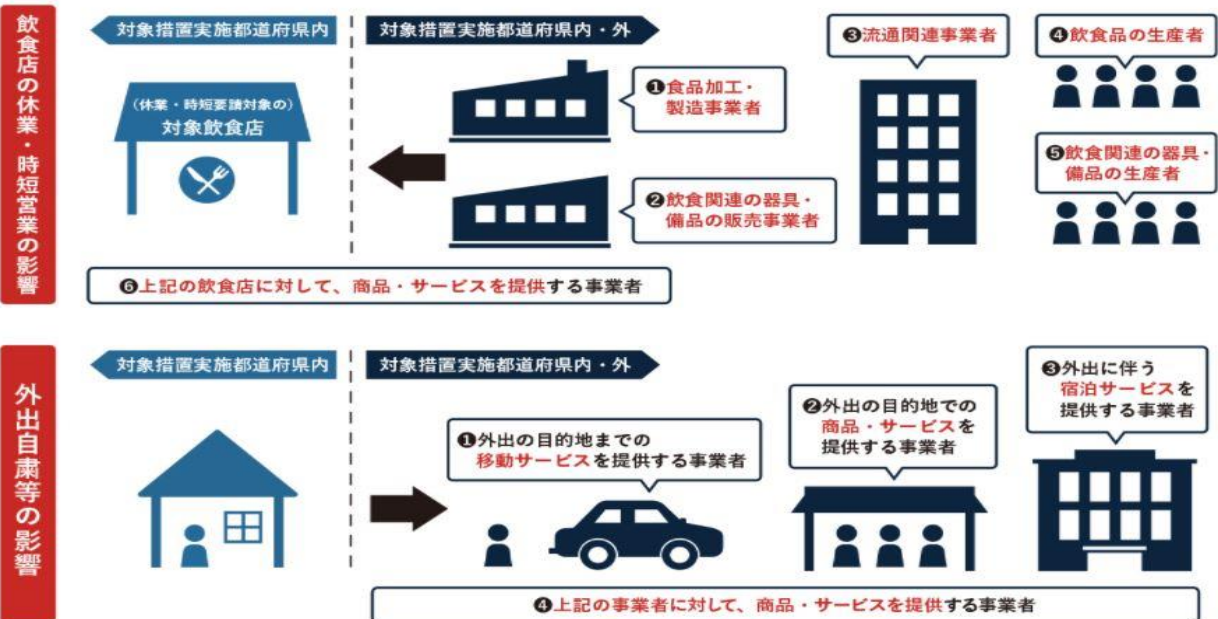
中小法人・個人事業者のための「月次支援金」を検討してみませんか

1. 概要

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者の事業継続及び立て直しを支援します

給付対象

給付要件を満たす事業者は、**業種／地域を問わず給付対象**となり得ます。



※対象措置は緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を指します。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

- 1 **日常的に訪れるお店**
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など
- 2 **教育関連の事業者**
学習塾、スポーツの習い事など
- 3 **医療・福祉関連の事業者**
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など
- 4 **文化・娯楽関連の事業者**
スポーツ施設、劇場、博物館など
- 5 **旅行関連の事業者**
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

左記事業者と取引がある全国の事業者

(他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

- 6 **経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者**
- 7 **システム開発などのITサービスを提供する事業者**
- 8 **映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者**
- 9 **飲料や食料品の卸売を行っている事業者**
- 10 **農業や漁業を営んでいる事業者**

所有者不明土地が解消されるか？

1 相続土地国庫帰属法

全国で増え続けている所有者不明土地の問題を解消するため、政府は4月 相続登記に関する新法を成立させた。そのなかで不要な土地については、一定の条件下で国庫への帰属を認めるという新制度を設けている。相続でもらった先祖代々の山林など使いみちがない土地が、登記もされずに増え続けている。登記をすると固定資産税が課され土地の管理もしなければならず、未登記のまま放置され続けるという土地が、全国で410万ヘクタールになるという。

2 不動産の登記にかかる改正法（2024年施行）

相続による取得を知ってから3年以内の登記申請を義務付け、正当な理由なく怠ったときには10万円以下の過料を課す。それでも10年間届け出がなければ、法定割合で分割したものとみなす。

また、従来の所有権移転登記は、被相続人の戸籍一式などが必要だったところを、法定相続人の一人が自分の戸籍謄本や住民票を法務局に提出するだけで足りるようにした。

国は、登記の義務化と罰則によって、所有者不明土地の解消を見込む。



3 相続土地を国庫に帰属される要件は

以下のいずれかに該当する土地は国庫への帰属は認められない。（一部抜粋）

- ① 建物の存する土地
- ② 境界が明らかでない土地その他の所有者の存否、帰属または範囲について争いがある土地
- ③ 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両または樹木その他の有体物が地上に有する土地。

このような条件をクリアする土地は市街地の更地くらいではないのかと。またこの他に審査に要する実費相当の手数料に加えて「**国有地の種目ごとにその管理に有する10年分の費用の額**」を納めなければならない。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. 生命保険と損害保険の収益の確定時期の違い

国税の内規では、保険会社から保険金の支払通知を受けた日に収益を計上すべきと解説されている。しかし、災害などに備えて資産に損害保険を付した場合、その損害と同時に保険金の支配請求権が確定するため、損害と同じタイミングで保険金を収益計上すべきだと判断されている。

2. 料理宅配3位のmenuに、KDDIが資本業務提携契約

6月2日、KDDIは、料理宅配の国内3番手のmenuの50億円を出資、株式の20%を取得したと発表した。

3. 漫画村元経営者に実刑・著作権法違反

福岡地裁は、人気漫画をインターネット上に無断で公開した海賊版サイト「漫画村」の元運営者に著作権法違反と組織犯罪処罰法違反（犯罪収益隠匿）で、懲役3年、罰金1千万円、追徴金62百万円の判決が言い渡した。内容は、漫画村運営で得た広告収入約6200万円を海外口座などに移し犯罪収益を隠した。

4. 東京都の直営市場消費税1億円申告漏れ、理由は事務処理ミス

中央卸売市場「食肉市場」が、東京国税局の税務調査を受け2018年度までの3年間で消費税約1億6千万円の申告漏れを指摘された。本来は、支払っていない消費税（借入金の利子）を控除して申告したミス。